



ゆたんぽのSG基準
（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

ゆたんぽ（改正）専門部会 委員名簿

氏 名 所 属

(部 会 長) 福田 勝己 東京工業高等専門学校

(委 員) (分野ごとに五十音順)

島沢 二三子 主婦連合会
杉浦 健実 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談委員協会

内野 高志 コーナン商事株式会社
田名網 忍 株式会社 YUWA ホールディングス
中村 真輔 日本生活協同組合連合会

伊賀 正男 ヘルメット潜水株式会社
池内 義典 株式会社尾上製作所
久保 均 タンゲ化学工業株式会社
十河 義博 土井金属化成株式会社
土井 繁雄 北陸土井工業株式会社
富山 紘行 マルカ株式会社

伊藤 真也 一般財団法人化学研究評価機構
江森 恒雄 一般財団法人化学物質評価研究機構
小林 武夫 一般財団法人日用金属製品検査センター
堀本 嘉子 一般財団法人ボーケン品質評価機構
山本 雅一 一般財団法人日本文化用品安全試験所

(オブザーバー)

経済産業省大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課
経済産業省 製造産業局 生活製品課

(事務局)

一般財団法人 製品安全協会

ゆ た ん ぽ の S G 基 準

SG Standard for Hot water bottle

1 基準の目的

この基準は、ゆたんぽの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用するゆたんぽ（以下、「ゆたんぽ」という）について適用する。なお、ここでいうゆたんぽとは、湯を熱源とし、金属製、ゴム製、合成樹脂製の容器のものに限る。

3. 種類

本体の材質による種類は次のとおりとする。

A形 金属製のもの

- ・圧力調整形のもの（A形のうち直接加熱できるように本体内部の圧力が上昇しないための措置を講じているもの、又は圧力を軽減する措置が講じられているもの）
- ・圧力調整形以外のもの

B形 ゴム製及び軟質合成樹脂製のもの

- B1－1形：天然ゴム製のもの
- B1－2形：シリコーンゴム製のもの
- B1－3形：クロロプレンゴム製のもの
- B2形：PVC製のもの

C形 合成樹脂製（B形の適用を受けるものを除く）のもの

4. 安全性品質

安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 構造、外観及び寸法	1 構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 製品の仕上がりは良好で、傷害を与えるような、ばり、とがり、まくれ等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) 口金、受金、キャップ及び受口には、欠け、割れ等の欠点がなく、口金及びキャップは円滑に開閉でき、使用中に緩まない構造であること。 (3) 口金及びキャップのパッキンの厚さは、○mm以上あり、受金及び、受口の上面を十分覆う幅を有すること。 (4) 口金に用いる鉄線は、口金に確実に挿入され、容易に外れない構造であること。また、直径○mm以上のもので、亜鉛めっきを施したもの、また、これと同等以上の品質をもったものであり、その全長は○mm以上であること。 (5) C形にあっては、本体を水平な定盤上に静置し、静かに水を注いで口まで満杯にしたときの容量（静置法）と家庭用品品質表示法合成樹脂加工品品質表示規程（平成 29 年 3 月 30 日消費者庁告示第 4 号）湯たんぽの項に規定する容量（満水法）との差異が○%から○%以内であること。 (6) A形のうち圧力調整形のものにあっては、底面が直径○mm の円相当以上、底面の長径部分が○mm 未満であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2 キャップの嵌合性	2 C形にあつては、キャップは容易に緩まず、かつ、破損しないこと。その際、受口とキャップの材質が同一・異質に関わらず、熱膨張等を考慮していること。	
3 気密性	3 本体は、水の漏れない構造であること。	
4 耐急冷性	4 本体を、急冷したとき、各部にき裂、割れ、破損等がなく、さらにA形のものにあつては、へこみもないこと。	
5 落下衝撃性	5 本体を落下させたとき、水の漏れがないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6 口部及び 持ち手の強さ	6 本体の各部の強さは次の とおりとする。 (1) 合成樹脂製の受口及びキャッ プは、本体に確実に取り付けられ ていること (2) 本体の持ち手は、本体に確実に 固定されていること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
7 圧縮強さ	7 本体は、鉛直方向の圧縮力に耐えられること。(ただし A 形は除く)	
8 繰り返し 耐久性	8 C形にあっては、密封した本体から容量(5 表示及び取扱説明書 1. (5)に基づき表示した容量)の○%に相当する気体を抜き取って減圧し、大気圧に戻す操作を○回繰り返したとき、各部にき裂、割れ、破損等がないこと。	
9 底の耐熱 衝撃性	9 A形のうち圧力調整形のものにあっては、○℃まで加熱し、その後、本体に○℃から○℃の水を注いで急激に冷却する。この熱衝撃を○回連続して繰り返した後に、使用上支障のある異状がないこと。	
10 材料	10 本体等の材料は、次のとおりとする。 (1) パッキンはゴム製で、老化試験後の永久伸びが○%以下であ	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 1 附属品	ること。 (2) 耐食性材料以外の金属材料を用いたものは、防せい処理が施されていること。 (3) A形の口金及び受金は、黄銅又はそれと同等以上の耐食性を有するものとする。 (4) B形の本体材料は、表 1 から表 6 の特性を有すること。 1 1 本体の附属品は、次のとおりとする。 (1) 布製カバーを附属したものにあっては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和〇年厚生省令第〇号第〇条別表第〇ホルムアルデヒドの項(出生後〇月以内の乳幼児用のもの)の規定に適合していること。 (2) 附属品は、本体の使用上の安全性を損なわないものであること。	

5. 表示及び取扱説明書

表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	1 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 直接加熱を禁止する旨（A形のうち圧力調整形以外に限る） (4) 直接加熱する際には必ず口金を開ける旨（A形のうち圧力調整形に限る）	
2 取扱説明書	2 製品には、(2)に示す低温やけどに関する注意文書及び(1)並びに(3)から(6)までに示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、(1)並びに(3)から(6)までの事項は、包装袋・箱などに記載することにより取扱説明書への記載に代えることができるものとする。 なお、これらは一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 表示、注意文書及び取扱説明書は必ず読んで順守し、使用開始後も保管しておくこと。 (2) 低温やけどに関する注意事項	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	A. 次の各号に示す低温やけどのメカニズムの説明 (a) 低温やけどは、心地よく感じる程度（体温より少し暖かい温度）のものでも、皮膚の同じ部分が長い時間接触していると発生するやけどであること (b) 皮膚の温度と低温やけどになるまでの時間 B. 次の各号に示す低温やけどを防ぐ方法の説明 (a) 「布団から出して使用する 布団が暖まったら、ゆたんぽを布団から取りだして就寝してください。」の全文 (b) 低温やけど対策品を使用すると低温やけど防止に効果がある旨 （「低温やけど対策品」を販売していない者にあっては、当該注意事項の表示を要さない。） (c) 「一定時間ごとにゆたんぽの位置を変える保護者や介護者など周囲の方がいる場合は身体と同じ部位に触れ続けないよう、時々、ゆたんぽの位置を変えてあげてください。」の全文 (d) 「厚手のタオルや布で包む必ずしも低温やけどの防止には効果はありませんが、付属や市販しているゆたんぽカバーを使用し、その上から厚手のバスタオルや布で包むと、表面温度が下がるため、低温やけどを生じるまでの時	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	間は長くなります。」の全文 (e)「低温やけどは皮膚の深いところまで達することがあります。万が一、低温やけど（皮膚の変色や痛み）が起きたときには、すぐに専門医の診断を受けてください。」の全文 (f)製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称 (3) 使用上の注意事項 (a)口金又はキャップは、確実に締め付け、湯が漏れないことを確認してから使用すること。 (b)破れ等のない布製カバー等に包んで使用すること（布製カバー等が不要な場合を除く）。 (c)ゴムパッキンは、時々点検し、き裂等がある場合は、交換すること。 (d)湯を満杯にすること。 （A・C形のみ） (e)口金をしたままコンロ、ヒーター、ストーブなどにかけて加熱すると沸騰に伴い内部の水・空気が膨張し、ゆたんぽが破裂するおそれがあるので、ゆたんぽはコンロ、ヒーター、ストーブなどで加熱せずに湯をゆたんぽに入れて使用すること。（A形のうち圧力調整形は除く） (f) ゆたんぽに変形がみられる場合は、コンロ、ヒーター、ストーブなどで直接加熱を行わないこ	

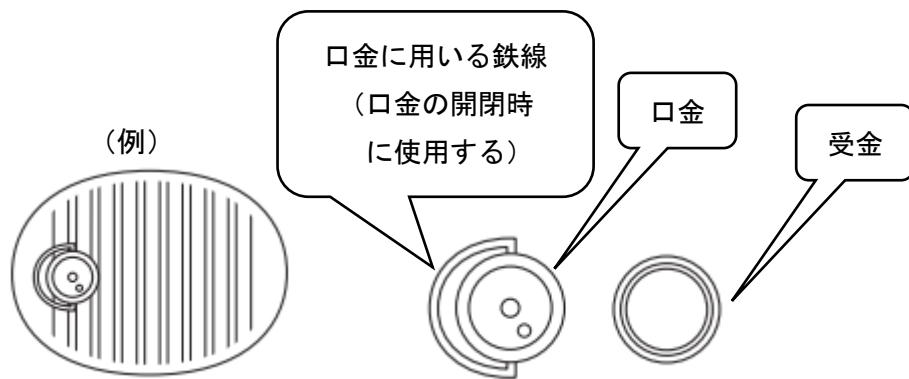
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	と（Ａ形のうち圧力調整形に限る） (g) 必ず加熱器具の使用上の注意をよく読んでから加熱すること（Ａ形のうち圧力調整形に限る） (h) 口金をしたまま加熱すると沸騰してきた内部の水・空気が膨張し、ゆたんぽの接合部が破裂するので、必ず口金を開けて加熱すること。また、誤って口金を締めたまま加熱したときには、無理に口金を開けると熱湯が噴出することがあるので、ゆたんぽを冷やしてから口金を開けること。（Ａ形のうち圧力調整形に限る） (i) 火にかける場合は、沸騰した湯がこぼれないように少な目の水を入れること。（Ａ形のうち圧力調整形に限る） (j) ゆたんぽを直接火にかけると劣化を早めることとなるので注意すること。（Ａ形のうち圧力調整形に限る） (k) 一度、誤って口金をしたまま加熱をしてしまったものは、内部の圧力を軽減しなくなるため使用しないこと。（Ａ形のうち圧力調整形（繰り返し使用できるものは除く）に限る） (l) 使用方法や使用される水質 （例；温泉水や入浴剤入りの風呂の残り湯等）によっては、錆びによる早期の穴開きが発生すること（Ａ形のみ）	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(m) 火のそばに置かないこと。 (B・C形のみ) (n) 〇℃以上の湯を入れないこと。 (B形のみ) (o) [適量]の湯を入れた後、胴体を絞り空気を抜いてから口金又はキャップを締めること。このとき、湯の噴き出しに注意すること。(B形のみ) (p) ゆたんぽに全体重を掛けて乗らないこと。(腰掛けて使用することを意図した製品は除く。) (q) 使用した湯を飲まないこと。 (r) 保管上の注意 (i) 水をよく切って保管すること。 (ii) 直射日光や風の当たる所に放置しないこと。(B・C形のみ) (s) 凍らせたり氷を入れて使用しないこと。 (t) 湯を入れる際、口金又はキャップを締める際、本体を持つ際などはやけどに注意すること。 (4) SG マーク制度は、ゆたんぽの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (5) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号 (6) ゆたんぽの購入日及びパッキン	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	交換日を記入できる欄を設け、該当日を記載すること。	

参考図

A形：金属製のもの

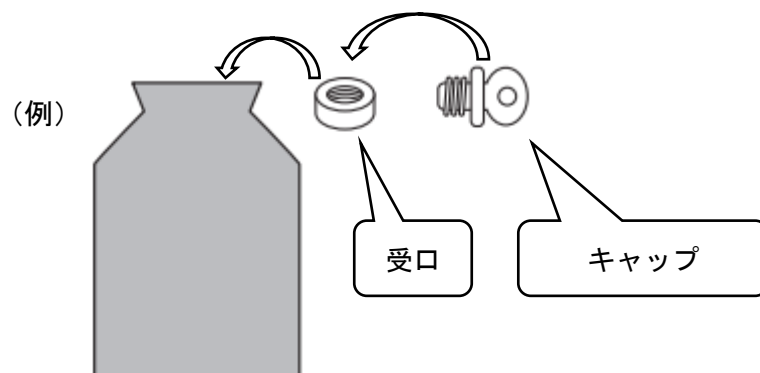


(次の3種はほぼ同様)

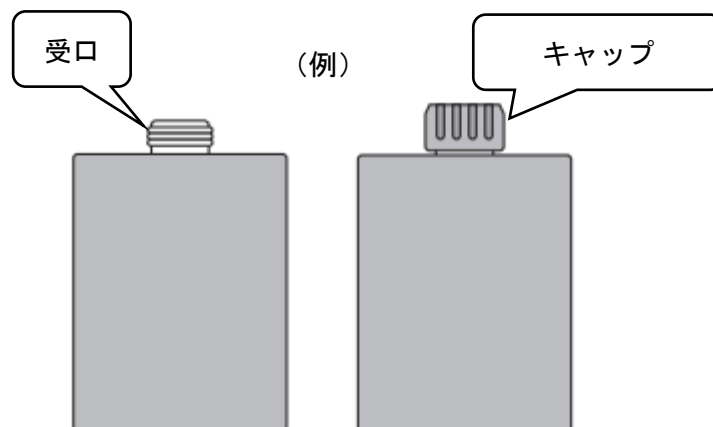
B 1－1形：天然ゴム製のもの

B 1－2形：シリコーンゴム製のもの

B 2形：PVC製のもの



B 1－3形：クロロプレンゴム製のもの



C形：合成樹脂製（B形の適用を受けるものを除く）のもの

（例）

